平成２２年（フ）第１３９号
北海道河西郡芽室町東１条南３丁目１番地11
債務者　佐々木拓馬
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３１４号
静岡県浜松市西区入野町9483番地の１　テラスハウス竹村３号室、前住所静岡県浜松市西区佐浜町2013番地の１
債務者　神谷　茂幸
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３１９号
川崎市中原区井田３―16―１　もみの木寮３階、住民票上の住所川崎市麻生区栗木台１丁目17番１号　シャトー仲林Ｂ―301
債務者　山下いずみ
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９６５０号
東京都町田市相原町545―１　橋本ガーデンテラス３―102
債務者　押川恵美子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２１号
静岡県浜松市中区十軒町４番地　十軒ハイツ301
債務者　斉藤　雄二
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第９６９０号
神奈川県秦野市平沢2559―８
債務者　橋口　淑子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第６４１号
茨城県那珂市菅谷字寄居1598番地の５
破産者　有限会社杉山精機
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第５６６号
神奈川県座間市入谷５丁目1660番地
破産者　株式会社高原組
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２０年（フ）第５６７号
神奈川県座間市入谷５丁目1660番地
破産者　株式会社タカグリーンサービス
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７５号
相模原市南区麻溝台２丁目３番27号
破産者　有限会社磯ヶ谷
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１７０号
相模原市中央区淵野辺４丁目12番６号
破産者　株式会社ソピックス湘南
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１８６号
川崎市宮前区宮崎２丁目９番地19　ビューグラス宮崎台302、商業登記簿上の本店所在地川崎市宮前区有馬４丁目９番７―505号
破産者　株式会社エス・アイ・ティ
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２０年（フ）第５９４号
金沢市御影町22番10号
破産者　安原建設株式会社
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２４号
長野県東筑摩郡山形村1420番地
破産者　有限会社上條興業
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第４１５号
愛知県常滑市多屋字十部11―１
破産者　中部国際空港ガレージスタッフ有限会社
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５３号
愛知県小牧市大字小牧原新田字自歳前1406番地
破産者　チャイルド商事有限会社
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５１号
三重県四日市市下さざらい町７番23号
破産者　有限会社豊国工業
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１５２号
三重県四日市市下さざらい町７番23号
破産者　伊藤　哲也
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２５１号
三重県四日市市西富田町338番地２
破産者　笠井　孝晃
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係